

公益財団法人公益法人協会 第14回評議員会議事録

1 開催された日時 平成27年3月10日(火) 15時～17時

2 開催された場所 仏教伝道センター 7階「見」の間

3 評議員総数及び定足数

　　総数 26名、定足数 14名

4 出席評議員数 19名

(出席) 石山 勉、伊藤博士、今井 渉、大貫正男、金子隆之、黒田かおり、小西恵一郎、
　　篠部俊雄、高橋陽子、谷井 浩、茶野順子、鶴見和雄、徳川義崇、中野佳代子、
　　深尾昌峰、振角秀行、宮崎幸雄、茂木義三郎、矢内 顯

(注) 大貫評議員は15時5分(第1号議案説明時)、徳川評議員は15時10分(第2号議案説明時)に着席。

(欠席) 伊藤道雄、大西健丞、渋沢雅英、轟木洋子、野村 萬、巻島一郎、松澤 聰

(監事出席) 谷村 啓、中田ちづ子

(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事

(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議題

決議事項

　　第1号議案『議事録署名人の選出』の件

　　第2号議案『平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

報告事項

◇ 「中期経営計画(2015～2017年度)」の件

I 民間公益活動の普及啓発事業(公益目的事業1)

- (1) 東日本大震災被災地支援「草の根組織応援基金」
- (2) 「日中公益組織法セミナー」
- (3) 市民セクター全国会議セッション「非営利組織とアドボカシー」
- (4) 日本NPOセンターとの「非営利法人格選択に関する調査研究」
- (5) マスコミ懇談会
- (6) 出版事業

II 能力開発・支援事業(公益目的事業2)

- (1) 各種セミナー
- (2) 相談室事業
- (3) 公益法人・一般法人の運営等に関する相談会事業

III 調査研究、政策提言事業(公益目的事業3)

- (1) 調査研究
 - ① 英国チャリティ改革後の変容に関する調査研究
 - ② 我が国のエクセレントNPOケーススタディ(CAPS委託事業)
 - ③ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会
 - ④ 休眠口座国民会議の検討状況

⑤ 公益信託法改正研究会

(2) 政策提言

① 尊厳死協会不認定事案についての意見書提出

② 平成27年度税制改正要望

③ 内閣府特命担当大臣に対する要望

④ 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について

⑤ 一般法人法施行規則の改正

⑥ 商業登記規則等の一部改正

IV 法人運営、その他

(1) 26年度財務及び会員の状況

(2) 次回評議員会の予定

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数26名中17名が出席(他2名はその後到着)、7名欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数14名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、石山 勉、伊藤博士の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成27年度事業計画書及び收支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて太田理事長から、平成27年度事業計画書及び收支予算書等について説明があった。

議案説明に先立ち、『中期経営計画(2015—2017年度)』について理事長より次のとおり、説明が行われた。説明によれば、少子高齢化が急速に進み、社会的課題の解決に向けて第3セクターは大きな役割を果たすことが期待されることになるが、制度的に出自が異なる非営利組織は重層的に構成されていることから、一体感、連帯感がない。ただし、環境の変化に対応するためには、小異を捨てて大同につくことが重要であり、公益法人協会は第3セクターのまとまりを追求する立場として、情報やネットワークのHUB的機能を果たしていきたい。このような目標の下で行う事業のうち、主だったものは①一般法人対応事業、②能力開発支援事業、③政策提言事業、④普及啓発事業、⑤調査研究事業である。①は移行法人、旧・中間法人に新たに設立した法人を加えると現在4万弱である。数の上では新設が多く、その正確な数、活動の中身は分かりにくいが、移行一般法人とともに公益活動を行う新設一般法人には、非営利セクターの一員として支援を行う。②では相談室、セミナー等実務的な支援により、個々の法人に政府介入の余地ない団体自治を確立していただく。③では行政庁による変更認定等の基準が曖昧であり、また、収支相償は悪法と言える。このような制度的問題点だけでなく個別法人が不

適切な行政府指導により困惑されている個別事例を含め、その改善に努力したい。④は、一般市民に対しても非営利活動の役割とその活動に理解を求める観点からの広報活動を行いたい。⑤は政策提言の根拠となる理論的妥当性と社会のニーズを把握するためのしっかりした、いわばエビデンスベースの調査研究を行う。なお、資金的にはなるべく助成を受けて実施したい。

次に組織運営であるが、執行体制は現在3名の常勤理事がフルタイムで勤務しているため、従来経営手法はトップダウンになりがちであった。この点は今後、トップが非常勤ということも想定していかに事務局職員の能力向上を図るかが課題。さらに組織については、理事、評議員が自覚をもって協会経営に参画していただくため、理事の担当制や評議員に集まつていただく機会を増やすなどを考えている。財務的には事業収益、会費収益が半々であるが、基盤となるのは変動が少ない会費収益である。寄附金の拡大も常に年頭に置いてはいるが、なんといっても財政基盤の中心には会員拡大による会費収益増を据える。また、現在公法協は年間公益目的事業費約2億円の僅か25%しか純資産(約5,000万円)がない。これではあまりにも財政基盤が脆弱であり、せめて10年後には50%(1億円)まで増やすため年間500万円ずつの黒字を何としても達成したい。以上であった。

続いて27年度事業計画書について、中期経営計画案を踏まえた来年度の事業の主要なポイントとして、ニーズに即した書籍の企画、魅力あるWebサイトづくりと更新のスピードアップ、東日本大震災被災者向け支援のため常設化した「草の根支援組織応援基金」、アジアNPO国際会議への協力、関西支社(地方拠点)の立ち上げ、日本NPOセンターとの連携、セミナーでは一般法人対策もあり労務管理、ファンドレイジング等のテーマを企画し強化すること、また、「機関誌」についてはハイブローな月刊誌と評されるが、外部委員会を設置し、今後は読みやすさにも更なる配慮をすること、判例等研究会を新たに設置することなどが挙げられた。

次に、平成26年度決算見込みとともに27年度収支予算について説明があった。当協会では23年度から人件費の圧縮、経費のコストダウンに注力してきた。経費面では事務所賃借料の25%カット、外部サーバの委託先変更、また、書籍の印税、セミナーの講師謝金は役員が自ら担当することなどにより、全体で1,200万円を削減し、限界利益率の上乗せを実現した。事業収益の一部や会費など減収はあるが、費用の削減により収支は現在の推計では26年度は600万円程度の黒字が見込まれ、27年度も600万円前後の最終利益を見込む予算とした。以上であった。

(高橋議長) 各種事業を継続しつつ収支バランスを改善し、財政基盤強化を図る計画と理解した。

(鶴見評議員) 中期経営計画は、大変野心的な3ヶ年計画と感じている。移行が終わり2年近く経つが、公益法人協会が提供するサービスと近似した事業を行うネットワーク型の団体も増えている。そのような中で、この計画を達成するためのコアコンピタンス、公益法人協会として最も力を入れる分野はどこになるのか。今後の投資計画、人材投入を含めてどのようにお考えか。

(太田理事長) 事業の5本柱はどれも重要で、ぜひやらなくてはならないものだ。強いて挙げるとすれば、制度的な研究や知識に関しては、当協会は他のネットワークに負けないものを持っていると自信している。そこを活かした活動がメインになるとを考えている。

(鶴見評議員) 定性的に付け加えるとすれば、他のネットワーク型の団体とのサービスの差別

化が浮き彫りになると、より分かりやすい事業計画になるのではと思う。助成金でやるとなれば、過去の実例・実績と比べてどうなのか。また、具体的にどのような連携を組む想定なのか示していただきたい。

(太田理事長) 他のアンブレラ組織との連携については、JANICとは非公式な会合を開いているし、日本NPOセンターとはトヨタ財団の助成金による共同調査研究事業を行っている。これなどは小さな一歩かも知れないが、着実に進めていきたい。また、助成金については申請先助成財団に幅広くお願いできる実績を積み重ねたい。

(高橋議長) 社会課題の解決は、中核団体の本来的に重要な仕事の一つであると思う。

(小西評議員) 非常勤理事に業務の一部執行を依頼することには大賛成。私の関係団体ではすでに実施しているが、それには執行権を与える必要があるのではないか。また、フルタイム勤務でないトップを想定していることにも賛成する。代表理事の職権により法人が機能していれば、代表理事も毎日出勤する必要はない。事務局の能力開発には職員自らが行動していくことが必要だが、例えば相談業務の一部や内閣府等霞が関との折衝などを担当させてみてはいかがか。これが職員の生きがいと育成につながると思う。

(太田理事長) 非常勤理事に執行権を与えるということは、何を依頼するかによって異なるが、その時々によってあり得るであろう。

(宮崎評議員) 行政府の監督が強すぎ、不認定の事例がすでに十数件発生している。監督・勧告の機能調整は、民間のアドボカシーとしてどこまで可能か。

(太田理事長) 行政府の監督は法律に直接準拠しない形の行政指導のようなものと、法律に基づいた報告要請、勧告、命令、認定取消等がある。行政処分については公表されるので分かるが、行政指導や報告要請については法人からの自発的な情報提供がないと分からぬ。そのうちの不認定処分については日本尊厳死協会の事例で意見書を提出したが、今後同じような案件が発生した場合、一つの牽制にはなったかと思っている。また、後に報告するが、処分型物品寄附の問題については行政府から収益事業として変更認定申請を出すよう指導された事例が発生したが、これについても現在内閣府と意見交換を行っている。情報を収集しないことには、火種が何なのか分からない。

(谷井評議員) 公法協のコアコンピタンスに関して、対官庁の訴求力、知的優越性は、他団体を完全に凌駕するものだと思っているし、判例等研究会を開始すること等で今後も維持され発展することと思う。なお、事業計画書に一部に文意が通らない誤植があるので執行部で適宜修正をお願いしたい。

(鶴見評議員) 26年度と比べると収益は減少するが、コストをセーブするということで乗り切る計画だと思う。野心的であるとは言え、具体性を持って事業実施を行うべきと考える。例えば、会費については退会を少なくしていくことが重要。一つの団体の入会を得るよりも、一つの退会を防ぐ方がコストは安い。意外に難しい分野であるが。また、減収の中でこれだけの事業を達成していくこうとすると、投資計画が必要。Webの改訂はアウトソーシングを使われるのではないかと思うが、これも投資となる。メディア対策、プレスリリースも専門的な知識とネットワークがないと難しい。すべて自前でやるのか、広告会社などアウトソーシングを使うのか、見通しを教えていただきたい。

(太田理事長) 新しい会員を獲得するよりも、古い会員を退会させないことの方がコストもかからないという意見には全く賛成であり、現在もリティン戦略に力を入れているところである。また、減収という指摘があったが、26年度決算見込みには東日本大震災被災者支援の基金寄附金、助成金収入及び委託金収入を入れているが、27年度予算では確定したもの以外は計上しておらず、入札による相談会事業など不確定なものは含んでいないので外見上減収予算と見える。メディア対策に充てる費用は少ないので、アウトソーシングは考えていない。Web戦略等もすべて自前で行う予定である。

(高橋議長) 職員は何名おられるのか。

(金沢専務理事) 派遣社員、嘱託等を含めると30名強であるが、常勤職員は十数名である。

審議の結果、事業計画書の一部修正（事業計画書5頁5行目以下「世の中での信用を得ることが……内容に」を「世の中で信用を得やすくなるよう」に修正）の条件付きで原案どおり「平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認」について出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

◇「中期経営計画(2015～2017年度)」の件（太田理事長、第2号議案の説明にて報告）

I 民間公益活動の普及啓発事業（公益目的事業1）

(1) 東日本大震災被災地支援「草の根組織応援基金」（金沢専務理事）

同基金については昨年9月の通常理事会で承認を受け、被災地で支援活動を行う非営利団体13件に合計596万円強の第2回の配分助成を行ったが、25年度末に行った第1回配分時と併せ、管理費実費として10%の事務費を徴収した。また、12月の理事会では同基金の常設について決議され、その後の大口寄附2件を含めた残高が現在900万円ほどある。会員向け「『知』のサロン」では今月、3年連続で大震災復興支援に関するテーマにて開催する、とのことであった。

(2) 日中公益組織法セミナー（太田理事長）

昨年11月上旬に北京師範大学付属研究機関である中国公益研究院の招きにより自分他4名のメンバー（能見善久、雨宮孝子、大貫正男、鈴木修の各氏）が訪中、両国非営利法人の法制、税制、また日本の公益信託制度等について意見交換及び説明を行ったが、中国側からは極めて熱心にかつ友好的な対応を受け、日中の民間交流にもいささかでも貢献できたと思っている、とのことであった。

(3) 市民セクター全国会議ミッション「非営利組織とアドボカシー」（太田理事長）

昨年11月22日に都内で開催された、（認定特活）日本NPOセンター主催の「セクターを超えた主体的参加と有機的連携」に、10ある分科会の一つに協賛参加した。テーマは非営利法人が行う政治的活動に関する法令上の問題点を探るものであった。

(4) 日本NPOセンターとの「非営利法人格選択に関する調査研究」（太田理事長）

（公財）トヨタ財団、（一財）エムアールエイハウスの助成により実施した標題研究は、報告書が完成したので日本NPO学会で公表するとともに、後日一般にも配布することであった。

(5) マスコミ懇談会（金沢専務理事）

公益法人の不祥事に対する行政庁の対応事例、公益法人税制に影響する政府税調の動き等、マスコミが関心をもつテーマを掲げて、昨年7月に都内で標題懇談会を開催した、とのことであった。

(6) 出版事業（金沢専務理事）

新刊として4冊の書籍を刊行したが、うち『理事の役割と責任』は初版が早くも完売したので近く、修正を加えた増刷を行うことであった。

II 能力開発・支援事業（公益目的事業2）

(1) 各種セミナー（金沢専務理事）

回数面では会計セミナーをメインに、法律改正など時宜に応じた特別セミナーを実施する。合計100本程度の企画・開催をしているが、新しいテーマとしては今月初めて、ファンドレイジングに関するセミナーを開催するのでご案内を参照いただきたい、とのことであった。

(2) 相談室事業（鈴木専務理事）

移行期間満了後、面接相談、電話相談とも数の上では減少しているが、相談内容は複雑化している。公益認定を前提とした新規設立案件もコンスタントに発生しており、これには専門家を交えながら対応したい、とのことであった。

(3) 公益法人・一般法人の運営等に関する相談会事業（金沢専務理事）

入札により内閣府から、同委託相談会を5年連続で受託している。本年度は東京10回、地方ブロックを5回の合計15回開催するが、14回すでに440法人に利用いただいた。今月中旬の東京開催が年度最後となるが、本年度は面接相談（受託事業）や簡易（内閣府事業）セミナーの他に、運営面等の問題を参加法人間で話し合う「ピア・ラーニング方式」を採用したことがトピックである、とのことであった。

III 調査研究、政策提言事業（公益目的事業3）

(1) 調査研究

① 英国チャリティ改革後の変容に関する調査研究（鈴木専務理事）

25年度に行った標題調査について、報告書は3月末頃完成し、それ以降関係先に配布するとともに、別途書籍としても出版予定であり、目下その準備を進めているとの報告があった。

② 我が国のエクセレントNPOケーススタディ（太田理事長）

香港のNPOであるCentre for Asian Philanthropy and Societyから「アジアのエクセレントNPO」の一つとして日本国内の非営利法人に関する調査依頼を受けたので、さわやか福祉財団を選定し、同財団の了承を得てヒアリング調査を本年1月から開始、英文の報告書を5月に提出する予定である旨の説明があった。

③ 非営利組織の評価・認証制度に関する準備委員会（太田理事長）

日本財団が行っている同委員会に座長として参画していることについて報告があった。説明によると、対象は一般（社団・財団）法人、認定を受けていない特活法人であり、一般財団法人 社会的認証開発推進機構が京都で実施している手法がベースになっている。基準案そのものにはまだ詰めるべき点が多く、そもそも評価でとどめるか認証ま

するのか、どのような認証手法(書面審査に訪問調査を加えるか)とするか、被評価団体から手数料をとるかどうか、評価者の育成はどうするか、地域の評価機関を介在させるか否かなど、根本問題が詰め切れていないので、当初日本財団は3月にも評価機関設立と考えていたが、とても無理と考えている。

④ 休眠口座国民会議の検討状況（太田理事長）

標題会議の動向について、助成金が、民間公益活動のいわば横糸である地方の非営利組織だけでなく、縦糸である各専門分野の公益法人をも通じて流れるような仕組みを構築できるよう働きかけていること、議員連盟ができており、議員立法により今国会で成立させたいとしているとの報告があった。

⑤ 公益信託法改正研究会（鈴木専務理事）

27年度に法務省が商事法務研究会内で開始する公益信託の法律改正研究会について、太田理事長が委員として加わることとともに、当協会がこれまでに行った同分野の調査研究等の経緯について説明があった。

(2) 政策提言

① 尊厳死協会不認定事案についての意見書提出（太田理事長）

(一社)日本尊厳死協会の公益認定申請が不認定となったことについて、今後の公益法人の特にアドボカシー活動に与える影響を考慮、7月にこのテーマによる役員等懇談会を開催後、内閣府に対して意見書を提出したこと等について報告があった。

② 平成27年度税制改正要望（太田理事長）

結果的に非営利法人税制に関して大きな動きはなかったが、政府税制調査会には社会福祉法人が行う介護事業の非課税扱いに対してシビアかつ強固な反対意見があり、それは自民党税制調査会の段階では薄まった。しかし、「公益法人等」に対する源泉所得税の非課税を中心長期的には課税へ移行する意見に対して、反対意見はなかったと聞いており、財務省は公益認定に係る税額控除措置は法定すべきでなかったと後悔しているとのことである。社福法人のことも対岸の火事とは決して思わず、今後は優遇税制維持や拡大のため事例を集めることが必要である、とのことであった。

③ 内閣府特命担当大臣に対する要望（太田理事長）

1月21日に有村大臣を訪問し、収支相償規則の撤廃、事業変更認定・認可のルール明確化の2点に絞り要望を出したが、返答として、法律改正は難しいのでファクトベースで事実を集めて公益認定等委員会事務局と話し合って欲しいとの趣旨のコメントがあった。目下、ファクトベースの資料を集めており、その後内閣府と協議するとの報告があった。

④ 公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（太田理事長）

内閣府の「公益法人の会計に関する研究会」の最終報告書素案がパブコメにかけられているが、内容については極めて問題が多い。時間がないので、中でも問題と考えている項目だけ申し上げるので、詳細は配布資料を後ほどご覧いただきたい、公法協はその資料にある公法協意見をパブコメで提出する。

⑤⑥ 一般法人法施行規則の改正、商業登記規則等の一部改正（太田理事長）

いずれもパブリックコメントに付され、当協会では専門委員会を招集、昨年12月に意見

を提出した。今後も同様の事例には意見を述べ、また、会員等法人側に実務的な遺漏が生ずることのないよう、支援を行うとのことであった。

IV 法人運営、その他

(1) 26年度財務及び会員の状況（太田理事長）

本年度財務については第2号議案説明のとおり、また、会員の状況は今のところ入会が退会を大きく上回っているものの例年、年度末には相当数の退会が発生していることから期末の会員数は確定していないことが説明された。

(2) 次回評議員会の開催予定（金沢専務理事）

定時評議員会を6月24日(水)15時より、連合会館にて開催することが5日の理事会で決議されたことについて報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成27年3月30日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 石山 勉

議事録署名人 伊藤 博士

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文
総務部 松野亜希子